

新規事業採択時評価結果（平成20年度新規事業化箇所）

担当課：道路局国道・防災課

担当課長名：下保 修

事業の概要

事業名	一般国道138号 須走道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 中部地方建設局
起終点	自：静岡県駿東郡小山町須走 至：静岡県御殿場市水土野	延長	3.8km		
<p>事業概要</p> <p>国道138号のバイパスとなる須走道路は、東富士五湖道路、御殿場バイパス、第二東名高速道路、東名高速道路と一体となって高速ネットワークを形成する、延長3.8kmの自動車専用道路である。当該区間については、平成3年度に駿東郡小山町須走において1.1km区間を2車線で暫定供用を行っており、平成6年度に都市計画道路として計画決定されている。</p> <p>事業の目的、必要性</p> <p>国道138号須走道路は、御殿場バイパスと一体となって高速ネットワークを形成し、御殿場・裾野都市圏から山梨および神奈川・東京方面への高速アクセス性を強化するとともに、特に休日において渋滞損失が著しい国道138号現道区間の渋滞対策として、新たな交通容量の増加と、生活交通と観光交通の分散が可能な国道138号のバイパス機能を有しており、早期の整備が必要である。</p>					
全体事業費	157億円	計画交通量	17,300台/日		
<p>事業概要図</p>					

関係する地方公共団体等の意見	
<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年度～「東名・中央連絡道路建設促進期成同盟会（会長：御殿場市長）」より国道138号整備の要望あり。 平成19年5月：環富士山火山連絡会（会長：富士宮市長）が国道138号のバイパス要望あり。 	

事業採択の前提条件	
<ul style="list-style-type: none"> 費用対便益：便益が費用を上回っている 手続きの完了：都市計画決定済 	

事業評価結果

費用対便益	B/C	3.0	総費用：124億円 （事業費：111億円 維持管理費：13億円）	総便益：374億円 （走行時間短縮便益：353億円 走行費用減少便益：19億円 交通事故減少便益：2.3億円）	基準年 平成19年
	感度分析の結果	交通量変動	B/C=2.7 (交通量 -10%)	B/C=3.3 (交通量 +10%)	
		事業費変動	B/C=3.3 (事業費 -10%)	B/C=2.8 (事業費 +10%)	
	事業期間変動	B/C=3.2 (事業期間 -20%)	B/C=2.7 (事業期間 +20%)		
事業の影響	自動車や歩行者への影響	評価項目	評価	根拠	
		渋滞対策	◎	須走道路と御殿場バイパスとが一体となって地域の渋滞損失時間の低減を図る。 【渋滞損失時間の改善】436千人時/年 → 55千人時/年（9割削減） 【1kmあたりの渋滞損失時間最大値：H17現況確定値】約253千人時/年km （H17静岡県平均：約33千人時/年km（約8倍） H17全国平均：約20千人時/年km（約13倍））	
		事故対策	◎	須走道路による国道138号現道区間の交通量減少効果により、死傷事故件数の減少を図る 【死傷事故率：H13～H16平均値】単路部最大値：281（件/億台km） 交差点部最大値：1,066（件/億台km） 【死傷事故率比：県内平均比】単路部：3.8、交差点部：12.5（H13～H16平均） （県平均：単路部：73.4（件/億台km）：3.8倍、交差点部：85.4（件/億台km）：12.5倍） （中部地整平均：単路部：48（件/億台km）：5.9倍、交差点部：96（件/億台km）：11.1倍）	
		歩行空間	—		
	社会全体への影響	住民生活	—		
		地域経済	◎	【観光アクセス道路としての機能強化】「富士・河口湖・山中湖」「箱根」「御殿場」には年間約6,000万人が訪れており、国道138号が観光アクセス道路として機能しているが、須走道路の整備により御殿場バイパスと一体となり、東名御殿場IC～須走IC間が、観光アクセス道路として大幅な機能強化が可能となる。	
		災害	◎	【一次緊急輸送路としての機能強化】御殿場バイパスとともに中央・東名・新東名等と高速ネットワークを構築、高速道路のリダンダンシーの実現と、災害時における緊急車両や物資の輸送体系の信頼度が飛躍的に向上する。	
環境		◎	【沿道環境の改善】静岡県全体において、CO2：5,599t/年、Nox：55 t/年、SPM：3 t/年の環境汚染物質が削減される。		
	地域社会	—			
事業実施環境		○	高速自動車国道と一体となった自動車専用道路網の構築。		

採択の理由

<ul style="list-style-type: none"> 費用便益比が3.0と、便益が費用を上回っているとともに、都市計画手続きが完了していることから、事業採択の前提条件が確認できる。 当該事業箇所実施により、影響する現況渋滞損失時間および死傷事故件数の削減効果は大きく、事故・渋滞対策の必要性・効果は高いと判断できる。 以上より、本事業を採択した。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。